

地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習のご案内

労働安全衛生法では、掘削面の高さが2m以上となる地山の掘削又は土止め支保工の切りばり、又は腹おこしの取り付け、取り外しの作業は、都道府県労働局長に登録した教習機関が実施する作業主任者技能講習を修了した者の直接の指揮でなければ作業を行うことができないことになっております。このため、当支部では標記技能講習を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

受講対象者	①地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取り付け若しくは取りはずしに関する作業に3年以上従事した経験を有する者（※経験年数は、満18歳になってから3年以上です） ②学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は農業土木に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり、若しくは腹おこしの取り付け若しくは取りはずしに関する作業に従事した経験を有する者 ③その他厚生労働大臣が定める者
開催日	◆ 令和8年 5月26日(火)～28日(木)【3日間】 ◆ 令和8年10月14日(水)～16日(金)【3日間】
会場	建設業安全衛生技術センター（沖縄市海邦町3-17 ☎098-934-1660）
定員	70名 ※定員に達し次第締切らせていただきます。
申込方法	■ 随時受け付けいたしますので、所定の申込用紙を記入し提出（郵送可）して下さい。提出していただいた方へ講習会の1ヶ月前までに、日程及び受講料の支払い方法を記載した「講習会通知書」を送付いたします。 ■ 送付先：〒901-2131 浦添市牧港5-6-8 建設業労働災害防止協会沖縄県支部 事務局 ※申込書はホームページからも印刷できます。 https://www.kensaibou-okinawa.com/ 建災防沖縄県支部で検索

(1日目) 8:45～15:05
 (2日目) 8:50～15:40
 (3日目) 8:20～17:15
 ※時間は都合により変更になる場合があります。

受講区分（カリキュラム）		受講料
1	◆全科目受講者 ・作業の方法に関する知識【10.5時間】 ・工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識【3.5時間】 ・作業者に対する教育等に関する知識【1.5時間】 ・関係法令【1.5時間】・修了試験【1時間】	18,680円 （内訳：税込み） 受講料 15,719円 テキスト 2,961円
2	◆土木施工管理技術検定に合格した者 ・作業者に対する教育等に関する知識【1.5時間】 ・関係法令【1.5時間】・修了試験【0.5時間】	8,197円 （内訳：税込み） 受講料 5,236円 テキスト 2,961円
3	◆職業能力開発促進法に基づく建設科又はさく井科の訓練を修了した者 ・作業者に対する教育等に関する知識【1.5時間】 ・関係法令【1.5時間】・修了試験【0.5時間】	
4	◆職業能力開発促進法に規定する建設科、土木科又はさく井科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者 ・関係法令【1.5時間】・修了試験【0.5時間】	
5	◆労働安全衛生法の改正前旧制度で「地山の掘削」又は「土止め支保工」作業主任者技能講習を修了した者 ・作業の方法に関する知識【地山の掘削修了者5時間】【土止め支保工修了者5.5時間】 ・関係法令【1.5時間】・修了試験【1時間】	11,343円 （内訳：税込み） 受講料 8,382円 テキスト 2,961円
6	◆職業能力開発促進法に基づく、とび1級又は2級技能検定に合格した者 ・作業の方法に関する知識【5.5時間】 ・作業者に対する教育等に関する知識【1.5時間】 ・関係法令【1.5時間】・修了試験【1時間】	
7	◆職業能力開発促進法に基づく、とび科に係る職業訓練指導員免許を受けた者 ・作業の方法に関する知識【5.5時間】 ・関係法令【1.5時間】・修了試験【1時間】	

※上記2・3・4・5・6・7に該当する場合は、その資格があることを証明する書類を申込書に添付して下さい。
 ※使用テキスト：建設業労働災害防止協会発行「地山の掘削及び土止め支保工組立て等の作業指針」等

建設業労働災害防止協会沖縄県支部(略称:建災防)

☎901-2131 沖縄県浦添市牧港5-6-8(建設会館5階) TEL098-876-5273 FAX098-876-1198

